

長岡市雇用対策に関する協定

長岡市（以下「市」という。）、新潟労働局（以下「労働局」という。）、長岡商工会議所（以下「商工会議所」という。）及び長岡地域商工会連合（以下「商工会連合」という。）は、長岡市ががんばる地域企業基本条例（令和2年長岡市条例第1号。）の目的を実現するための雇用政策に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内の地域産業の活性化や人材確保のため、市、労働局、商工会議所及び商工会連合がそれぞれの強みを発揮し、相互に連携して雇用対策に関する施策を効率的かつ一体的に実施することを目的とする。

（連携して取り組む施策）

第2条 本協定の目的を実現するため、市、労働局、商工会議所及び商工会連合が必要に応じて連携して取り組む施策は、別紙要綱に掲げるとおりとする。また、具体的な取組及び実施方法は長岡市雇用対策会議において毎年度定めることとする。

（会議の設置）

第3条 市、労働局、商工会議所及び商工会連合は、本協定の取組事項を推進し、取組の進捗状況を把握するとともに、意見・情報交換等を行うため長岡市雇用対策会議を設置する。同会議に係る詳細は、別途定めることとする。

（要請等）

第4条 長岡市長、新潟労働局長、長岡商工会議所会頭及び長岡地域商工会連合会長は、施策を推進するため、相互に必要な要請を行うことができる。

2 長岡市長、新潟労働局長、長岡商工会議所会頭及び長岡地域商工会連合会長は、前項の要請に対して、誠実かつ速やかに対応するものとする。

（情報共有）

第5条 市、労働局、商工会議所及び商工会連合が各々保有し、この協定に基づく雇用対策に関する施策を一体的に実施するに当たり必要となる情報については、市、労働局、商工会議所及び商工会連合において共有する。

（秘密保持）

第6条 この協定に基づく雇用対策に関する施策において、市、労働局、商工会議所及び商工会連合が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りでない。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項が生じた場合又は本協定の内容について改定する必要があるが生じた場合は、その都度、市、労働局、商工会議所及び商工会連合が協議し、決定する。

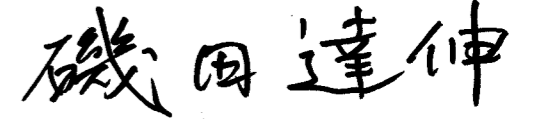
2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、本協定を有効とする。

この協定は、締結する日から効力を生じるものとする。

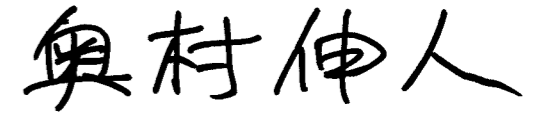
この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、長岡市長、新潟労働局長、長岡商工会議所会頭及び長岡地域商工会連合会長が署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年4月16日

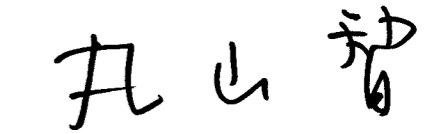
長岡市長



新潟労働局長



長岡商工会議所会頭



長岡地域商工会連合会長

